

平成30年度留置施設視察委員会からの意見と講じた措置

1 組織・職員に関する意見

番号	委員会からの意見の概要	講じた措置又は方針
(1)	常日ごろから留置担当官は一生懸命頑張っています。余りにも忙しくなると仕事を見落とすことも考えられますので、ヒヤリハット経験などを共有して事故防止に努めてもらいたい。	執務前に被留置者に関する特異事項等について詳細な引き継ぎを実施して情報共有等を図るなどし、更なる事故防止に努めてまいります。
(2)	留置担当官休憩室の蛍光灯の明るさが調整できず不便なので、豆電球を付けるなどの環境改善を図ってもらいたい。	意見のあった施設においては、ナイトライトを整備して休憩室に設置しました。
(3)	留置担当官から、「英語圏以外の国の被留置者とは意思疎通が難しいので、翻訳機を導入してもらいたい」との要望があった。	音声翻訳機を順次、各施設へ導入する予定としております。

2 処遇に関する意見

番号	委員会からの意見の概要	講じた措置又は方針
(1)	留置場内の湿気がひどく、空気が非常に悪いと感じるので、換気の方法について検討していただきたい。	毎日、空気の入換えを行うとともに、除湿器及び空気清浄機を整備してカビ防止等を行う予定です。
(2)	官本が少ないと思うので、本を増やしていただきたい。また、外国人対策として、英語以外の言語の本も整備してもらいたい。	意見のあった施設においては、新たに官本50冊(日本語39冊、外国語11冊)を整備しました。
(3)	被留置者の日常生活を維持するためにも、カレンダーは日にちが経過した日には斜線を引くようにしてもらいたい。	カレンダーの経過した日にマジックで斜線を引いて被留置人が一目で分かるようにしました。

(4)	廊下に貼られている起居動作の時間割が隠れて見えないので、居室内からでも確認できるように改善してもらいたい。	視認性の悪い居室からでも確認できるよう起居動作の時間割を増加し、掲示しました。
(5)	被留置者から、「体臭が気になるので、入浴の回数をもう少し増やすことはできないか。」という要望があった。	刑事収容施設法施行規則に基づき入浴回数を週2回としていますが、状況によって別途入浴させる場合もあります。

3 その他

番号	委員会からの意見の概要	講じた措置又は方針
(1)	留置場内の金網のさびが目立つので、さび対策を行ってもらいたい。	意見のあった施設においては、さびている金網の腐食部分を取り除き、応急措置として油性高耐久鉄部分用塗料で補修作業を行いました。
(2)	運動場に設置されているタン屋根が雨漏りしているので、対策を講じてもらいたい。	意見のあった施設においては、施工業者による塩化ビニール製タン全面張り替え工事を行い、改善しました。